



令和 4 年 9 月 1 日

議 案

9 月 定 例 会 議

常 総 市

議案第10号

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、教育長の給料の額について、引き続き、その1割を減額することとし、この特例の期限を延伸する等の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例

常総市長等の給与及び旅費の特例に関する条例（平成15年水海道市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「令和4年9月30日」を「令和7年9月30日」に改める。

第4条及び附則第2項中「令和7年3月31日」を「令和7年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第11号

常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置として、育児休業の取得回数制限の緩和、非常勤職員に係る育児休業の取得要件の緩和等に係る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

常総市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水海道市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4の規定に該当する場合にあつては、」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から6箇月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあつては当該子が」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下この(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする非常勤職員

第2条第4号ウを削る。

第2条の3第3号中「ため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日

を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合)」に改め、同号イを同号ウとし、同号ア中「(当該非常勤職員が」の次に「前号に掲げる場合に該当して」を、「当該配偶者が」の次に「同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して」を加え、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日))の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の4中「ため、非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日(当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の

初日とする育児休業をしようとする場合であって、次のいずれにも該当するとき」を「非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、市長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の4に次の1号を加える。

(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6箇月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第2条の5を削る。

第3条中第5号を削り、第6号を第5号とし、同条第7号中「第2条の4」を「前条」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が」を「ものが、当該任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続いて特定職に」に、「当該任期の末日」を「当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日」に、「当該引き続き採用される」を「当該採用の」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第10条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に、「限る。）」を「限る。）。」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書を提出した職員に対するこの条例による改正前の第3条（第5号に係る部分に限る。）及び第10条（第6号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

議案第12号

常総市税条例等の一部を改正する条例について

常総市税条例等の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、住宅借入金等特別税額控除の適用に係る居住年の期限の延長その他所要の改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市税条例等の一部を改正する条例

(常総市税条例の一部改正)

第1条 常総市税条例（昭和33年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第20条の4第1項中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

第33条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第33条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第35条の2第1項中「特定配当等申告書」を「確定申告書」に、「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第37条の2第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないもの」に、「法第314条の2第4項」を「同条第4項」に改め、同条第2項中「第2条第4項ただし書」を「第2条第3項ただし書」に改める。

第37条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に

次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

第37条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第54条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

附則第13条の3第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第24条の3の2第1項中「令和15年度」を「令和20年度」に、「令和3年」を「令和7年」に改める。

- 附則第25条の2第3項中「、第37条の8又は第37条の9」を「又は第37条の8」に改める。

附則第28条の2第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第28条の3第4項を次のように改める。

- 4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係

る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

附則第28条の3第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第31条の3中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第31条の4を削る。

（常総市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 常総市税条例の一部を改正する条例（令和3年常総市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第37条の3の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者」に改める。

附則第2条第2項中「の規定中個人の市民税に関する部分」を「第26条第2項及び第37条の3の3第1項並びに附則第6条の3第1項の規定」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中常総市税条例第33条第4項及び第6項、第35条の2第1項及び第2項並びに第37条の2第1項ただし書及び第2項の改正規定並びに同条例附則第13条の3第2項、第28条の2第4項並びに第28条の3第4項及び第6項の改正規定並びに第2条（常総市税条例の一部を改正する条例附則第2条第2項の改正規定に限る。）の規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(2) 第1条中常総市税条例第20条の4第1項の改正規定及び次条の規定 令和6年4月1日

（納税証明書に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の常総市税条例（次条第1項及び第2項において「新条例」という。）第20条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第

226号)第382条の4に係る部分に限る。)の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第37条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同条第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の常総市税条例(次項において「旧条例」という。)第37条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の常総市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議案第13号

証明書自動交付機の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例について

証明書自動交付機の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、令和6年3月末日をもって本庁舎及び石下庁舎に設置している証明書自動交付機を廃止することに伴い、関連する条例の規定を整理するため、これを提出する。

常総市条例第 号

証明書自動交付機の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例

(常総市印鑑条例の一部改正)

第1条 常総市印鑑条例(昭和57年水海道市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第13条を削る。

第13条の2中「前2条」を「前条」に改め、同条を第13条とする。

(常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例の廃止)

第2条 常総市多機能磁気カードの発行等に関する条例(平成10年水海道市条例第10号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第14号

訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

1 相手方

(1) 主債務者

住所

氏名

(2) 連帯保証人

住所

氏名

2 事件の内容

相手方らは、住宅資金貸付金の借入者及びその連帯保証人であり、それぞれが連帯して債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方らの一方又は双方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

3 請求の趣旨

相手方らに対し、連帯して、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金1,505,881円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金1,461,881円及び利息44,000円の合計額)

(2) 前号の金額のうち、元金の約定返済日の翌日から完済まで、年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

議案第15号

訴えの提起について

住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てについて、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定により、支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

相手方，請求の趣旨等

別紙のとおり

提案理由

本案は、住宅資金貸付金に係る支払督促の申立てに対し、相手方から督促異議の申立てがなされた場合、民事訴訟法の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされることから、地方自治法の規定に基づき、これを提出する。

1 相手方

住所

氏名

2 事件の内容

相手方は、住宅資金貸付金の借入者の連帯保証人であり、主債務者と連帯して債務を負担する義務を負っているが、貸金債権の支払を求める催告にもかかわらず、その支払に応じないことから、支払督促の申立てを行うものである。

この場合において、相手方が督促異議の申立てを行ったときは、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行することから、あらかじめ地方自治法第96条第1項第12号の規定による議決を求めるものである。

3 請求の趣旨

相手方に対し、次の金額の支払を求めるもの

(1) 金12,421,004円

(金銭消費貸借契約の償還未済額のうち元金10,037,402円及び利息2,383,602円の合計額)

(2) 前号の金額のうち、元金の約定返済日の翌日から完済まで、年10.75パーセントの割合による遅延損害金

(3) 申立手続費用

4 事件の取扱い

(1) 目的達成のため必要がある場合は、請求の趣旨を変更し、又は追加することができるものとする。

(2) 判決の結果必要がある場合は、上訴することができるものとする。

議案第16号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例について

常総市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により第1号被保険者の属する世帯において、収入の減少が見込まれる場合等に行う介護保険料の減免について、令和4年度分の介護保険料の減免の実施に必要となる改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市介護保険条例の一部を改正する条例

常総市介護保険条例（平成12年水海道市条例第14号）の一部を次のように改正する。

附則第12条第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第12条第1項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第17号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

提案理由

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に対し、引き続き国民健康保険税の減免を実施することとし、減免申請書の提出期限の特例に係る改正を行うため、これを提出する。

常総市条例第 号

常総市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常総市国民健康保険税条例（昭和34年水海道市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）をいう。）」及び「令和2年度分及び」を削り、「令和3年度分」の次に「及び令和4年度分」を加え、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に、「令和3年2月」を「令和4年2月」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第16項の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案第18号

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

令和4年9月1日 提出

常総市長 神 達 岳 志

記

- 1 財産の種別及び数量 電気自動車用急速充電器 一式
- 2 取得の目的 道の駅常総に設置
- 3 取得の方法 一般競争入札
- 4 取得金額 24,310,000円
- 5 取得の相手方 茨城県行方市西蓮寺580番地の1
清宮電気株式会社
代表取締役 清宮 裕子

提案理由

本案は、去る7月28日に一般競争入札を行った道の駅常総電気自動車用急速充電器設置工事のうち、電気自動車用急速充電器の取得について、予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に定める額を超えていることから、落札者と仮契約を締結したので、これを提出する。